

第6章

総合考察

子どもと保護者が安心して就学を迎えられるための

6つの提案の試み

本研究では、障害のある子どもや外国につながる子どもの就学先や学びの場の決定手続きと、就学期につながる乳幼児期からの相談支援体制について検討してきた。まず、質問紙調査によって全国的な現状と課題を分析した（第2章）。次に、質問紙調査等の結果から特色ある取組をしていると判断された10の市町に訪問調査を実施し、各自治体における就学先等の決定手続きや乳幼児期からの相談支援体制をインタビューによって具体的に明らかにした（第3章）。また、杉山奈実子特別研究員の研究（第4章）や研究協力者である真鍋健氏の寄稿（第5章）により、子どもや保護者の就学先決定に関する思いを知ることができた。さらに、3回実施した研究協議会や研究所セミナーにおける分科会では、研究協力者や研究協力機関から、乳幼児期から就学期にかけて子どもや保護者に直接かわってきた経験や相談支援システム構築と運用の実際について情報提供を受け、子どもや保護者が安心して就学を迎えるための議論を行ってきた。

ここでは、こうした本研究の調査結果や議論等を踏まえ、また、文部科学省（2021）『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』（以下『手引』と記す）の内容を検討しながら、障害のある子どもや外国につながる子どもや保護者が安心して就学を迎えるための要点（表1）を6点に整理し、提言を試みたい。

表1 子どもや保護者が安心して就学を迎えるための6つの要点

1. 乳幼児期から就学期まで、関係機関の連携により切れ目ない支援が実現している
2. 教育委員会が乳幼児期から親子にかかわるしくみがある
3. 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の支援とをつなぐしくみがある
4. 就学に関する手続きや小学校の生活や学びに関する情報が十分に提供され、子どもや保護者が見通しを持つことができる
5. 就学後の学びの場の変更が柔軟になされる
6. 外国につながるのある親子については、上記の1から5に加えて、理解できる言語を用いた実態把握や情報提供がなされる

1. 乳幼児期から就学期まで、関係機関の連携により切れ目ない支援が実現している

『手引』では「乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携の下に早急に確立することが必要」とし、さらに「教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援の施策を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要である」と述べ、子どもと保護者にかかわる関係機関の連携による切れ目ない支援の実現を求めている。

子育て中の保護者は、出生前から様々な部署や機関、人とかわることになる。部署等

がお互いにどのような相談支援を実施しているかを承知し、それぞれの役割を熟知して相談支援に当たることが、親子の安心につながると考えられる。

現在、母子保健法の改正により、市区町村に「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務となったことを受け、市区町村では、乳幼児健康診査やその後のフォローアップにかかわる母子保健担当をはじめ、親子にかかわる関係部署や機関、関係者の連携が一層推進されている。本研究における質問紙調査や訪問調査においても、多くの自治体でこうした連携がなされていることが確認できた。

一方で、質問紙調査への回答を見ると、母子保健や福祉等の取組について「分からない」と回答していた教育委員会があった。母子保健や福祉等と教育との連携に課題がある自治体があることも明らかになった。

2. 教育委員会が乳幼児期から親子にかかわるしくみがある

上記1で述べたように『手引』では、教育も含めた関係機関の連携による切れ目ない支援の実現を求めている。さらに『手引』では、「これにより、就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきである」とも述べている。就学期の相談支援を独立したものにせず、乳幼児期からの相談支援と一つのものとして位置付けることの重要性を示している。

本研究でも、教育委員会が乳幼児期から親子にかかわることによって、「面」としての相談支援を実現している自治体があった。訪問調査の対象となった10の自治体は、すべて教育委員会が乳幼児期からの相談支援に関与していた。

松江市では、母子保健や福祉にかかわる部局と同じ建物の中に教育委員会の相談部局を設置して部局間の連携を円滑にしたり、保護者の了解を得て母子保健における情報を教育委員会が共有したりするしくみがあった。札幌市では、教育委員会に幼児教育センターを設置し、市立幼稚園と一体となって乳幼児期から就学期にかけての相談支援を実施するしくみがあった。これらは、いずれも乳幼児期からの「面」としての相談支援を実現するものであった。

一般的に、教育委員会からすれば、就学期の相談は、単独のものと位置づくかもしれない。しかし、保護者からすれば、就学期の相談も、乳幼児期から子育てに関連する様々なできごとの一つであり、それらは「保護者の歴史」とも言うべきものとして(久保山:2014)連続しているものである。相談支援が「点」ととどまるのではなく、「面」として展開されることは、「保護者の歴史」を関係者が理解することにつながる。そして、理解した関係者が保護者や子どもにかかわることが、子どもや保護者の安心につながると考えられる。

3. 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校とをつなぐしくみがある

上記2の「面」としての相談支援を実現する際の重要な取組の一つが、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校とをつなぐしくみである。保育所・認定こども園・幼稚園では、長ければ6年程度、短くても1、2年にわたって、子どもや保護者と直接的にかかわり、子どもへの支援や保護者との信頼関係を積み重ねている。そうした積み重ねの成果を小学校や特別支援学校小学部に確実に引き継いでいくことが、切れ目ない支援の実現に不可欠である。

この引き継ぎのためのツールとして、幼稚園幼児指導要録以外に、個別の教育支援計画や就学支援シート等がある。質問紙調査では、そうしたツールの作成及び活用が5割強程度にとどまっていた。今後、一層の作成、活用が求められる。訪問調査をした10の市町は、すべてこうしたツールを作成、活用していた。また、札幌市では、小学校から保育所・認定こども園・幼稚園に対して、就学後の子どもの姿をフィードバックする機会が設けられていた。こうした機会が継続する中で、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との相互理解が促進され、信頼関係が構築される。

なお、市区町村単位でこうしたツールの様式を作成することは困難なこともある。都道府県による支援が促進される必要があると考えられる。

4. 就学に関する手続きや小学校の生活や学びに関する情報が十分に提供され、子どもや保護者が見通しを持つことができる

『手引』では、就学期は、「本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要がある」としている。そのうえで、「このため、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、『障害者差別解消法』に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、きめ細かい情報提供を行うことが重要である」としている。

本研究の質問紙調査では、保護者向けの説明会やガイダンスを実施している自治体は5割強程度であり、今後、充実していく必要があると考えられる。

訪問調査をした10の自治体は、すべて、保護者向けの説明会やガイダンスを実施していた。また、保護者向けのリーフレットを作成、配付している自治体や、4歳児（年中児）の段階から就学に関する教育相談や学校見学を実施している自治体があった。芦屋町や上越市がそうであるように、乳幼児期から教育委員会が相談支援に関与することで、相談の積み重ねの中に就学先や学びの場に関する情報提供や相談等を行っている自治体もあった。こうした取組は、上記2の「教育委員会が乳幼児期から親子にかかわるしくみ」の中に組

み込まれたものであり、子どもや保護者が安心して就学を迎える上で重要である。

5. 就学後の学びの場の変更が柔軟になされる

『手引』では、「就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である」としている。

本研究の質問紙調査では、学びの場の変更に関する実態が明らかになった。本調査で把握できた令和2年度に学びの場の変更があった児童生徒 18,508 人のうち、最も多かったのは「通常の学級から特別支援学級」への変更(12,196 人)であったが、その次に多かったのは「特別支援学級から通常の学級」への変更(2,820 人)であった。通常の学級への変更事例も多いことが確認できた。

学びの場の変更に関する「関係者の共通理解」をどのように進めるかについては、本研究では調べることはできなかった。しかし、訪問調査でインタビューをした際、各教育委員会の担当者が、就学後にも学びの場が変更可能であることについて十分に理解していた。また、担当者は、学びの場の変更事例について明確に記憶し、どのような理由で、どのような手続きで学びの場の変更を実施したのかを説明できていた。連続する多様な学びの場の整備と学びの場の柔軟な変更の実施は、インクルーシブ教育システムの基本となるものである。本研究における「好事例」としての10の教育委員会では、学びの場の柔軟な変更の意義を理解していると考えられた。

6. 外国につながるのある親子については、上記1. から5. に加えて、理解できる言語を用いた実態把握や情報提供がなされる

質問紙調査の結果から、外国につながるのある子どもについては、保護者に対するガイダンスの実施が行われていないことや、相談支援ファイルや個別の教育支援計画等の様式が整備されていないことなどの課題、子どもの実態把握や相談支援で使用する言語が日本語のみであることなどの課題が浮き彫りになった。

これに対して、訪問調査の対象のうち3市町では、それぞれの市町が日本人の子ども及び保護者に行っている丁寧な相談支援に加えて、外国につながるのある子ども及び保護者に対する独自の特色ある取組がなされていた。安八町では、外国語指導を担当する児童生徒支援員の配置やAI翻訳機を活用した日本語指導及び保護者への情報提供、さらには、個別の教育支援計画の作成と活用がなされていた。また、就学1年後の実態把握と学びの場の確認も、より適切な就学先や学びの場の決定を行ううえで重要な取組である。真岡市

では、就学に関する相談支援の場に通訳が同席したり、子どもの実態把握のために実施する諸検査を日本語と母語で教示したりしていた。四日市市では、外国につながるのある子ども及び保護者のために日本の学校について紹介するパンフレットを作成したり、就学に関するガイダンスを実施したりしている。また、外国につながるのある子どものための初期適応教室が設置され、通級による指導と同様の方法で指導を受けることができる。

今後も、外国につながるのある子どもは増加することが予想される。上記3市町のような取組が広く実施されることが必要である。

以上、本研究の結果や研究協議会等における議論を踏まえ、就学先決定手続きをより充実するための要点を6点提言した。自治体の規模や障害のある子ども等やその保護者への支援に係るリソースの多寡など、自治体により実施可能な内容は異なると想像する。しかし、ここで、提言を試みた内容は、すべて、子どもや保護者が安心して就学を迎えることに直結しており、どの自治体でも議論し、可能なことから実現していく必要があると考える。

<文献>

- 1) 久保山茂樹（2014）保護者とわかりあうために、子どものありのままの姿を保護者とどうわかりあうか。学事出版。

